

## 障害者任免状況

令和4年6月1日現在

	(1) 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数 (人)	(2) 障害者数 (人)	(3) 実雇用率 (%)	(4) 法定雇用率を達成するために採用し なければならない障害者数 (人)
市長部局	1166.5	33.0	2.83	0
教育委員会	229.0	7.0	3.06	0

- ※ 1 (1) 欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- ※ 2 (2) 欄「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、厚生労働省職業安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に則り、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてカウントしています。  
重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員については1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントとしています。
- ※ 3 (4) 欄「法定雇用率達成のために採用しなければならない障害者数」とは、(1) 欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率（2.6%）を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から(2) 欄「障害者の数」を減じて得た数です。